

SNS活用プロモーション業務基本仕様書

1 業務名

SNS活用プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 目的

本市は、「200万人広島都市圏構想」で掲げる「観光客の誘客の推進、滞在型観光の拡大」の実現に向けて、県や近隣市町等と緊密に連携して観光施策を展開しており、観光客の増加に伴い、観光消費も拡大してきた。

一方、本市における1人当たりの観光消費額はここ数年横ばいの状態が続くなどの現状があることから、圏域経済の活性化に資するよう、滞在・周遊型観光を一層推進していく必要がある。

このため、広島の歴史や伝統芸能、豊かな食文化などについての魅力や素晴らしさを伝えるコンテンツを制作し、SNS等を活用して広く発信することにより、本市の観光地としての魅力を向上させるとともに、周辺エリアにおける観光客の回遊性を高め、滞在時間の延長に繋げることで、観光消費額の増大を図る。

4 業務概要

- (1) 特に観光意欲の高い首都圏等の20代から30代の女性をターゲットとし、年間を通した誘客を図ることができるよう、制作者のフォロワー以外も含む、より幅広い人々の共感を得られる満足度の高いコンテンツを制作する。
- (2) SNSでの情報発信から、宿泊予約に繋がるサイトなどへの誘導を行うことにより、広島への訪問の動機付けを行い、本市への積極的な宿泊を促す。

5 委託業務の内容等

(1) ターゲット

首都圏等の20～39歳の女性（ファミリー層を含む）

(2) SNS漫画制作

広島の魅力を伝え、広島訪問の動機付けに繋がるSNS漫画を制作する。

ア 内容は次のものを含むこととし、本市と協議の上制作すること。

- ・広島の食のキャンペーン（瀬戸内かき海鮮食堂）や広島ならではのグルメ情報。
- ・平和記念公園、おりづるタワー、リニューアルオープンする広島市平和記念公園レ

ストハウスなどのスポットや、ピースツーリズムなどの取組。

- ・誰もが知っている宮島の意外と知られていない魅力的な観光スポットなど。
- ・その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられるもの。

イ 対象エリアは本市を中心とした広島広域都市圏内とする。

ウ 多くの観光客の「共感」又は「臨場感」を得られ、拡散力のあるSNS漫画を6本以上制作すること。

エ SNS漫画の制作者は2人以上採用し、各制作者のSNSアカウントのフォロワーは10万人フォロワー以上であること。

オ フォロワーがターゲットに合致していること。

カ 制作者の制作物が「旅行」や「観光」と親和性のあるもの。

キ 制作者の採用については本市と協議の上決定すること。

ク SNS漫画等の制作に当たっては本市と協議の上進めること。

(3) SNS漫画の投稿

ア SNS漫画の投稿及びインプレッション数の増加

(ア) 制作したSNS漫画を制作者自身のSNSアカウントで投稿すること。

(イ) SNS漫画の認知度向上のため、1投稿当たり30万インプレッション数を目指すこと。広告等を実施するに当たり、ターゲットの属性や配信時期等は本市と協議の上決定すること。

(ウ) 広告を実施するSNSアカウントについては、本市と協議の上決定すること。

イ 他媒体への誘導

SNS漫画の投稿で、別途制作するランディングページ（以下「LP」という。）への誘導を行うこと。

(4) LP制作

ア 制作したSNS漫画や広島の魅力をもとめたLPを制作すること。LPを掲載するサイトやドメインは、別途本市と協議の上決定すること。

イ 制作したLPから宿泊予約サイト等へ宿泊予約の誘導を行うこと。

ウ LPは最低委託期間掲載すること。

(5) その他効果的な取組

より効果的となる独自提案は本市と協議の上決定すること。

6 成果物の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、同一性保持権等本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。

(2) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

7 効果検証、実施報告

(1) 効果検証

業務の実施結果を踏まえ、効果を検証し SNS 漫画の拡散状況やターゲット層へのアプローチ状況などを実施報告書として提出すること。

(2) 実施報告

実施報告書には、その年度を通した取組に基づいた分析、考察、次年度以降の SNS 漫画の活用等効果的と考えられる提案も含めて提出すること。

8 成果物

J P E G形式での納品

9 その他

- (1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。
- (3) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。